

堺市民の健康づくりの推進に向けた連携に関する協定書

堺市（以下「甲」という。）と全国健康保険協会大阪支部（以下「乙」という。）は、堺市民（以下「市民」という。）の健康づくりの分野における取組みを相互に連携・協力して進めるため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第 1 条 この協定は、甲と乙が相互に連携及び協力を行い、市民の健康づくりの推進に向けた取組みを通じて、市民のより一層の健康的な生活の実現を図ることを目的とする。

（連携・協力事項）

第 2 条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、連携・協力しつつ、次の事項に取り組むものとする。

- （1）健康づくりに係る広報、周知、啓発等に関すること
- （2）医療・特定健康診査等の情報の調査、分析に関すること
- （3）医療・特定健康診査等の情報、分析結果を活用した地域連携等の具体的な取組みの検討及び実施に関すること
- （4）特定健康診査受診率、特定保健指導実施率等の向上に関すること
- （5）健康情報等の共有に関すること
- （6）その他、前条の目的を達成するために必要な事項に関すること

（個別の協議）

第 3 条 甲及び乙は、前条に掲げる連携・協力事項について、次によりその円滑な推進に努めるものとする。

- （1）連携・協力の協議は、様々な機会を活用して行うものとする。
- （2）この協定に基づき検討した個別の取組みについて、連携協力して実施することに合意し必要があると判断した場合は、覚書の締結等、別途必要な措置を行うものとする。

（協定の有効期間）

第 4 条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成 28 年 3 月 31 日までとする。ただし、期間満了の日の 1 ヶ月前までに、甲及び乙のいずれからも満了の申し出がない場合は、さらに 1 年間延長するものとし、以後も同様とする。

（守秘義務）

第 5 条 甲及び乙は、連携・協力事項の検討・実施により知り得た相手方及び関係団体の秘

密及び個人情報について、当該秘密及び個人情報を提供した相手方を事前の承諾なしに、第三者に提供もしくは漏えいし、または第1条の目的外に使用してはならない。

(協定の見直し及び解除)

第6条 甲または乙が、この協定の変更または解除を申し出たときは、当事者間で協議の上、この協定の変更または解除を行うものとする。

(疑義等の決定)

第7条 この協定に定めのない事項または協定に定める事項に関し疑義が生じた場合は、甲及び乙で協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自1通を所持するものとする。

平成27年6月1日

甲 堺市堺区南瓦町3番1号
堺市
堺市長 竹山修身



乙 大阪市西区靱本町1丁目11番7号
全国健康保険協会大阪支部
支部長 平野保生

